

政令第二百十五号

公職選挙法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四百十二条第六項及び第二百七十一条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第百九条の六第一号ニ中「において」を「の規定により」に改め、同条第三号中「、第三号及び第五号」を削り、同条第五号ニ中「において」を「の規定により」に改める。

第三百三十二条の五第一項の表法第四百十二条第一項第四号の通常葉書の数の項の次に次のように加える。

法第四百十二条第一項第四号のビラの数	六千五百枚	千八百枚
--------------------	-------	------

第三百三十二条の六第一項の表法第四百十二条第一項第五号のビラの数の中

千六百枚	に改める。
------	-------

第三百三十二条の七第一項中「下欄に掲げる」の下に「当該」を加え、同項の表法第四百十二条第一項第六号のビラの数の中

—	を	千六百枚	に改める。
---	---	------	-------

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成三十一年三月一日から施行する。

(適用区分)

2 この政令による改正後の公職選挙法施行令第九条の六（第三号に係る部分に限る。）、第三百三十二条の五第一項、第三百三十二条の六第一項及び第三百三十二条の七第一項の規定は、この政令の施行の日以後その期日を告示される都道府県又は市（特別区を含む。以下この項において同じ。）の議会の議員の選挙について適用し、この政令の施行の日の前日までにその期日を告示された都道府県又は市の議会の議員の選挙については、なお従前の例による。

理由

公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六十六号）の施行に伴い、都道府県又は市の議会の議員の選挙について、選挙運動のために使用するビラの頒布方法及び選挙の一部無効による再選挙において頒布することができる当該ビラの数を決める必要があるからである。